（様式５）

最終更新日：令和８年１０月２９日

公益社団法人　日本ライフル射撃協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.riflesports.jp/knowledge/about/disclosure/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）中長期基本計画を策定している。 2022年5月に策定した中長期基本計画「JRSF将来構想」を見直し、2030年度を目標とする5年間の新たな「 JRSF将来構想 2030」を2025年12月6日の理事会において承認した。 （2）2025年承認の「JRSF将来構想 2030」をホームページにて公表している。 JRSF将来構想 URL: https://www.riflesports.jp/2026/10/90727/ （3）2022年承認の計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 計画策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く構成したプロジェクトチームを編成し、オンライン会議を行い、その意向を反映した。 2025年承認の計画策定に当たっては、同年10月に理事・監事・理事待遇・参事・職員向けアンケートを行い、その意見を反映した。	証憑01.JRSF将来構想計画.pdf 証憑02.2022年度第１回理事会議事録(2022年5月28日付).pdf 証憑03.2022年度定時総会議事録(2022年6月18日付).pdf 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf 証憑103.協会将来構想の策定について（2025年12月6日理事会承認後資料）.pdf
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 「 JRSF将来構想 2030」の活動4の経済的な自立・目標23において、人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 ・外部専門家と協働しながら組織内の人材育成を進め、事務局能力の継続的な向上を図る。 → 2024 年度目標の「外部専門人材との協働による事務局能力向上」を発展させ「外部専門家と協働するチーム体制での組織内人材の育成」を目指す。 （2）「 JRSF将来構想 2030」において策定計画をホームページにて公表している。 JRSF将来構想 URL: https://www.riflesports.jp/2026/10/90727/ （3）2025年承認の計画策定に当たり、役職員や構成員からアンケートを取るなど幅広く意見を募り、その意向を反映した。	証憑01.JRSF将来構想計画.pdf 証憑02.2022年度第１回理事会議事録(2022年5月28日付).pdf 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf 証憑103.協会将来構想の策定について（2025年12月6日理事会承認後資料）.pdf

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）財務の健全性確保に関する計画を策定している。 「JRSF将来構想」（中長期基本計画）の活動４「経済的な自立」目標18から目標21において、　収支計画を含め、財務の健全性確保に関する計画を策定している。2025年12月の理事会で承認した。 （2）2025年12月理事会承認の財務の健全性確保に関する計画を公表している。 この計画は公表されており、財務部会や総務委員会において中間決算を実施することで、適切な業務執行状況の確認と財務健全性の維持に努めている。 ホームページにて公表している。 JRSF将来構想 URL: https://www.riflesports.jp/2026/10/90727/ （3）2022年承認の計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 計画策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く構成したプロジェクトチームを編成し、オンライン会議を行い、その意向を反映した。 2025年12月6日の理事会で、将来構想2030及び2026年度から5年間の中期目標を承認した。同計画の中期目標18～21に、寄付・自主財源・スポンサー収入の拡大、収支計画の毎年度見直しを定めている。 2025年承認の計画策定に当たっては、同年10月に理事・監事・理事待遇・参事・職員向けアンケートを行い、その意見を反映した。	証憑01.JRSF将来構想計画.pdf 証憑02.2022年度第１回理事会議事録(2022年5月28日付).pdf 証憑04.日本ライフル射撃協会_定款（２０２６年６月１３日施行）.docx 証憑05.会計処理規程（2022年4月1日施行）.docx 証憑06.財産管理運用規程（2026年10月10日改定施行）.pdf 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf 証憑103.協会将来構想の策定について（2025年12月6日理事会承認後資料）.pdf
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）外部理事の目標割合を25%以上と定めている。2025年6月14日改選時は理事26名のうち外部理事8名（30.8%）であり、目標を達成している。 （2）女性理事の目標割合を40%以上と定めている。2025年6月14日改選時は理事26名のうち女性10名（38.5%）であり、目標に達していない。	証憑04.日本ライフル射撃協会_定款（２０２６年６月１３日施行）.docx 証憑07.役員候補者の選考に関する規程（２０２４年１１月３０日施行）.docx 証憑08.名誉職および理事待遇参事選任等に係わる規程（２０２５年５月２４日施行）.docx 証憑09.会員規程(２０２６年６月１３日施行).docx 証憑10.役員名簿(2025年6月14日付).pdf 証憑59.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付).pdf

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	公益社団法人のため評議員会は無し。	なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）アスリート委員会が設置され、不定期ではあるが少なくとも年1回以上、開催している。 2019年6月1日の理事会でアスリート委員会規程を定めた。新体制のアスリート委員会を2021年11月11日に開催した。さらに2025年2月にアスリート委員会規程を改訂した。 2026年4月19日から20日にアスリート委員会を開催し、国内大会のコート検査・新ルール対応について協議し、協会へ提言した。さらに2025愛知・名古屋アジア大会では、会場整備や競技運営に選手の声を反映した。 （2）アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて、適正な人選を行っている。 アスリート委員会の委員は、ライフル種目男子、ライフル種目女子、ピストル種目男子、ピストル種目女子の4つの分野から最低1名ずつ選出しており、性別や競技・種目のバランスに配慮して構成している。また、選任に際しては、ナショナルチーム選手や国際大会参加経験者を対象としており、適正な人選を行っている。これにより、競技や種目の多様性が確保され、委員会で取り扱う事項に対応した構成となっている。 （3）アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。 2023/2024年度の新たなアスリート委員長が、12月以降NTCで行われるナショナルチームの代表合宿に合流し、直接選手達との意見交換、ヒヤリングを行っている。このためのアスリート委員会の新たな予算措置を講じたことを9月30日開催の理事会にて報告した。 各年度で開催し理事会にて報告しているが、必要に応じてアスリート委員長が強化合宿等を視察し、現場において幅広くアスリートの意見を聴取し運営に反映している。	証憑11.アスリート委員会規程　（２０２５年２月１５日施行）.docx 証憑17.本部および委員会の運営に関する規程（２０２４年９月２１日施行）.docx 証憑14.各本部常設委員会方針と編成（2025年7月12日付）.pdf 証憑42. 2023年度第3回理事会議事録（2023年9月30日付）.pdf 証憑31.アスリート委員会活動状況について(2024年5月25日理事会報告).pdf 証憑15.協会組織図（2025年7月12日付）.pdf 証憑33.2024年度第1回理事会議事録(2024年5月25日付).pdf 証憑59.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付).pdf 証憑60.2023年度第4回理事会議事録(2023年11月25日付).pdf 証憑62.委員会名簿.pdf 証憑63.2019年度第1回理事会議事録(2019年6月1日付).pdf 証憑76.2022年度第1回アスリート委員会議事録.pdf 証憑77.アスリート委員会議事録（2023年度上半期）.pdf 証憑78.アスリート委員会議事録（2023年度下半期）.pdf 証憑79.アスリート委員会議事録（2024年度上半期）.pdf 証憑83.2021年度アスリート委員会議事録.pdf 証憑86.2025年度第1回アスリート委員会議事録.pdf 証憑89.2025年度第2回アスリート委員会議事録.pdf 証憑108.20260420_2026年度第1回アスリート委員会議事録.docx

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。 当協会の理事会は、地方の意見を反映する各ブロック推薦理事と、本部推薦理事から構成されている。ブロック推薦理事は、地方加盟団体の意見を協会運営に反映させる役割を担い、本部推薦理事は主に関東近県の会員及び有識者で構成され、業務執行理事としての役割を果たしている。また、会議のオンライン化により、全国から本部推薦理事を選出することが可能となり、理事会の多様性が向上している。 理事会は、定例で年5回開催し、緊急時には臨時理事会も適宜開催することで、協会の迅速な意思決定と実効性を確保している。理事会は、知識・経験・能力をバランスよく備えた理事が配置されており、議論の質向上や監督機能の強化にも資する適正な規模で構成されている。	証憑04.日本ライフル射撃協会_定款（２０２６年６月１３日施行）.docx 証憑10.役員名簿(2025年6月14日付).pdf
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者の選考に関する規程第7条第1項第2号により、就任時に満70歳未満であることを選考基準としている。 同条第2項には限定的な例外を定めている。従前の内規は2024年11月30日に規程として制定・施行した。	証憑07.役員候補者の選考に関する規程（２０２４年１１月３０日施行）.docx 証憑08.名誉職および理事待遇参事選任等に係わる規程（２０２５年５月２４日施行）.docx 証憑59.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付).pdf
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2024年11月30日開催の理事会にて、再任回数の上限を定めた役員候補者の選考に関する規程が承認・施行された。 同規程は、連続5期10年の在任上限及び退任後2期4年を経た再任の制度を定めている。	証憑04.日本ライフル射撃協会_定款（２０２６年６月１３日施行）.docx 証憑07.役員候補者の選考に関する規程（２０２４年１１月３０日施行）.docx 証憑10.役員名簿(2025年6月14日付).pdf 証憑59.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付).pdf
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者の選考に関する規程に基づき、役員候補者選考委員会を設置している。 同規程第3条は、有識者を構成員に含め、現職理事が「過半数を超えない」ことを定めている。	証憑07.役員候補者の選考に関する規程（２０２４年１１月３０日施行）.docx 証憑59.2024年度第2回理事会議事録(2024年7月6日付).pdf
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程を整備している。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	会計処理規程（2022年4月1日付）、財産管理運用規程（2026年10月10日改定・同日施行）、公益充実資金取扱規程（2026年10月10日制定）、会員規程（2026年6月13日改定・施行）、本部及び委員会の運営に関する規程（2024年9月21日付）を整備している。	証憑05.会計処理規程（2022年4月1日施行）.docx 証憑06.財産管理運用規程（2026年10月10日改定施行）.pdf（2026年10月10日改定・同日施行） 証憑09.会員規程(２０２６年６月１３日施行).docx（2026年6月13日改定・施行） 証憑17.本部および委員会の運営に関する規程（２０２４年９月２１日施行）.docx 証憑96.公益充実資金取扱規程（2026年10月10日制定施行）.pdf
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）法人の業務に関する規程を整備している。 当法人では、文書および情報管理ガイドラインを整備している。また、公益通報者保護については、「通報相談窓口利用要領」および「通報相談処理規程」によって適切に担保されている。今後も、必要な規程を順次整備していく予定である。 銃砲所持推薦業務に関わる推薦業務内規を2026年10月10日に制定し、同年10月29日の推薦委員会審査分から施行する。競技規則第6～8章の改定は同年10月10日に承認され、承認後すぐに適用する。	証憑19.文書磁気データ・情報管理ガイドライン（２０２４年５月２５日施行）.docx 証憑43.通報相談処理規程（2023年2月18日改訂）.docx 証憑44.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日施行）.docx 証憑88.個人情報保護方針（2025年9月27日施行）.docx 証憑97.推薦業務内規（2026年10月29日審査分施行）.pdf 証憑98.競技規則第6～8章（2026年10月10日承認原本）.pdf

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。 役員報酬ならびに費用に関する規程、就業規則、賃金規程、退職金規程を整備している。	証憑20.役員の報酬ならびに費用に関する規程（2023年7月8日改訂、同年10月1日施行）.docx 証憑64.170401日ラ就業規則（労基提出正規版）.pdf 証憑65.170401日ラ賃金規程（労基提出訂正後正規版）.pdf 証憑66.020401日ラ退職金規程.pdf
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）法人の財産に関する規程を整備している。 会計処理規程、財産管理運用規程、資金運用規程、寄付金取扱規程を整備している。2026年10月10日に財産管理運用規程を改定し、公益充実資金取扱規程を制定した。いずれも同日施行とし、公益充実資金の保有承認、区分管理、取崩し、計画変更及び公表に関する手続を定めている。	証憑05.会計処理規程（2022年4月1日施行）.docx 証憑06.財産管理運用規程（2026年10月10日改定施行）.pdf 証憑27.資金運用規程(2022年4月1日施行).docx 証憑28.寄付金取扱規程（2022年4月1日施行).docx 証憑96.公益充実資金取扱規程（2026年10月10日制定施行）.pdf
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）財政的基盤を整えるための規程を整備している 当法人では、財政的基盤を強化するため、以下の規程を整備している。 会員規程（2026年6月13日改定・施行） スポンサーシップ規程適用ガイドライン（2003年4月19日付） 競技者資格並びにスポンサーシップ規定（2002年10月19日施行） 段級審査規程(2026年2月21日施行) 検定基準(2025年4月1日付) ライフル射撃場の公認に関する規程（2024年11月30日施行） 競技記録公認規程（2026年8月1日施行） これらの規程により、スポンサーシップ事業、競技者資格の管理、公認競技場や競技記録の認定など、財政的基盤を支える各種事業を適切に運営している。	証憑09.会員規程(２０２６年６月１３日施行).docx 証憑21.スポンサーシップ規程適用ガイドライン(2003年4月19日付).pdf 証憑22.競技者資格ならびにスポンサーシップ規程(2002年10月19日付).pdf 証憑22.競技者資格ならびにスポンサーシップ規程(2002年10月19日付).pdf 証憑23.段級審査規程(2026年2月21日施行).docx 証憑24.検定基準(２０２５年４月１日施行).docx 証憑26.ライフル射撃場の公認に関する規程（２０２４年１１月３０日施行）.docx 証憑67.競技記録公認規程(2026年8月1日施行).docx 証憑99.競技記録公認規程（2027年4月1日施行）.docx

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当法人では、毎年度「選手選考及び海外派遣要綱」を理事会にて審議、制定し、公平かつ合理的な選手選考を行っている。透明性の高い選考基準を基に選考を実施している。HPで最新の要綱を公開している。https://shorturl.at/u0WI1 選手の権利保護については、「通報相談窓口利用要領」の第10条「利用者の保護」および「通報相談処理規程」の第9条「不利益取扱いの禁止」により、通報者が不利益な取扱いを受けないことが明記されている。これにより、選手が通報を行った場合でも、適切に保護される体制が整備されている。選手選考に関する不服申立規程（2025年12月6日施行）第2条により選考理由の書面説明を請求でき、第3条によりスポーツ仲裁に関する規程に従いJSAA仲裁による解決を定めている。また、肖像等の取扱いに関する規程（2025年12月6日施行）第3条第2項により、日本代表選手等が不当な不利益を被らないよう、肖像の適切な管理に努めることを定めている。 選考基準および選考過程の作成者は、理事会での審議事項として、弁護士を含む外部理事や外部有識者の意見を聞く機会を設けている。このため、外部の専門的な視点を取り入れた公平な選考プロセスが確保されている。	証憑43.通報相談処理規程（2023年2月18日改訂）.docx 証憑44.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日施行）.docx 証憑90.選手選考に関する不服申立規程（2025年12月6日施行）.docx 証憑91.スポーツ仲裁に関する規程（2025年12月6日施行）.docx 証憑100.肖像等の取扱いに関する規程（2025年12月6日施行）.docx
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（1）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している 当法人では、審判員の必要な資格と人数は「公認競技会の格付規程」に基づいて理事会が定めており、この規程に基づき、主催者や主管が適切な資格を持つ審判員を集めている。また、テクニカルデレゲートは「テクニカルデレゲート規程」、公認審判員は「公認審判員規程」に基づき、理事会で審議の上、承認されている。これにより、審判員の選考が公平かつ合理的に行われている。	証憑30.公認審判員規程(2024年5月25日施行）.docx 証憑34.テクニカルデレゲート制度規程（２０２４年５月２５日施行）.docx 証憑68.公認競技会の格付規程（2026年2月21日施行）.docx 証憑69.公認競技会の格付規程（2026年11月1日施行）.docx
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している 当法人は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約を結び、日常的に専門家に相談できる体制を整えている。 （2）役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している 役職員は、専門家との相談を通じて法的知識を持ち、問題の把握や調査の必要性を判断できる能力を備えている。	証憑70.顧問契約書_弁護士.pdf 証憑71.顧問契約書_税理士.pdf 証憑72.顧問契約書_社労士.pdf

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）当法人では2021年9月にコンプライアンス委員会を設置した。今後、年1回以上の開催を予定している。また、2021年度第5回理事会にて倫理規程の検討が報告され、2022年度総会にて倫理規程を改定している。2025年2月にコンプライアンス委員会を開催した。 2026年1月24日には倫理委員会との臨時合同会議を開催し、各委員会での審議・議事録作成及び理事会への報告等、組織運営の透明性確保について協議した。 （2）コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、役割や権限事項を明確に定めている コンプライアンス委員会の役割と権限は「各本部委員会方針と編成」に明確に定められており、法令遵守やガバナンス強化を推進する機能を持つ。今後、委員会の機能を発揮し、定期的な活動を進める予定である。 （3）コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している 委員会には、女性委員として横山幸子氏および穂刈美奈子氏が配置されており、適切な構成が整えられている。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑14.各本部常設委員会方針と編成（2025年7月12日付）.pdf 証憑15.協会組織図（2025年7月12日付）.pdf 証憑17.本部および委員会の運営に関する規程（２０２４年９月２１日施行）.docx 証憑62.委員会名簿.pdf 証憑85.コンプライアンス委員会 議事録.pdf 証憑109.倫理委員会・コンプライアンス委員会合同会議（臨時）議事録（必要箇所抜粋）.pdf
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している 当法人のコンプライアンス委員会には、弁護士の横山幸子氏が構成員として配置されており、法的な視点からの監督や助言が行われている。 （2）倫理委員会、コンプライアンス委員会の業務分担、権限の区分について説明 なお、倫理委員会、コンプライアンス委員会の業務分担、権限の区分については以下の通りである。 ・倫理委員会：倫理規程に基づき、通報相談窓口に寄せられた事案をもとに、会員や役職員の倫理的行動を監督し、違反行為に対する調査・審議を行い、処分案を答申する。 ・コンプライアンス委員会：法人全体のコンプライアンス強化に責任を負い、法令遵守、リスク管理、ガバナンスの監視を担っている。 これらの委員会は、各々の役割と権限を明確に分担しながら、法人の適正な運営を支えている。	証憑14.各本部常設委員会方針と編成（2025年7月12日付）.pdf 証憑39.2025・2026年度日ラ組織表.pdf 証憑43.通報相談処理規程（2023年2月18日改訂）.docx 証憑44.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日施行）.docx 証憑49.2021年度第3回理事会議事録(2021年9月25日付).pdf 証憑62.委員会名簿.pdf

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）役職員向けのコンプライアンス教育を実施している。 当法人では、役職員向けに次の研修を行っている。この研修では、法令遵守やガバナンス強化に関する内容が取り扱われ、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っている。 ・2021年度の総会において、JOCのNF支援センターから講師を招いてコンプライアンス研修を行っている。 ・2024年度第1回理事会において、理事を対象に弁護士によるコンプライアンス研修を実施している 。 ・2025年2月15日の理事会審議に先立ち、2名の外部弁護士による「ハラスメント」に関するコンプライアンス研修を実施した。 ・2025年12月6日の理事会審議に先立ち、早川吉尚弁護士及び千賀福太郎弁護士による「理事の役割と責任」のコンプライアンス研修を実施した。	証憑33.2024年度第1回理事会議事録(2024年5月25日付).pdf 証憑73.日本ライフル射撃協会役員コンプライアンス研修(2024年度第１回理事会).pdf 証憑74.国内競技団体（NF）が果たすべき社会的責任（2021年6月19日実施）.pdf 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・認定コーチ・指導者・アスリート向けのインテグリティー教育プログラムを既に制定し、アスリート及び指導者に対し年に1回以上の教育を実施している。 ・研修資料は、次のものを利用している。なお、JOCの著作物のため、証憑としては提出しない。 -ＪＯＣインテグリティ教育教材　第一部人間力　指導者編 -ＪＯＣインテグリティ教育教材　第二部リスクマネジメント　指導者編 -ＪＯＣインテグリティ教育教材　第三部SNS　指導者編	証憑35.インテグリティ講習実施例（大学生）.pdf 証憑36.インテグリティ講習実施例（社会人）.pdf 証憑37.インテグリティ講習実施例（小中学生）.pdf 証憑38.インテグリティ講習実施例（高校生）.pdf 証憑45.認定コーチ規程（２０２４年５月２５日施行）.docx 証憑46.JRSF(NRAJ)認定コーチ一覧(2025年7月2日現在).pdf
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している 当法人では、2022年度および2023年度にオンラインでのライブ配信によりコンプライアンス教育を実施し、2024年度はオンデマンド配信を行った。審判員の受講状況は、オンラインフォームを使用して理解度テストを含めた出席確認を行い、受講者の状況を適切に把握している。今後も年1回以上のコンプライアンス教育を継続して実施する予定である。	証憑47.2024年度競技役員向けコンプライアンス研修告知(2024年7月7日).pdf 証憑58.審判講習会資料（2022年2月19日付).pdf
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所と顧問契約を結んでおり、日常的に専門的事項について相談できる体制は確保している。	証憑70.顧問契約書_弁護士.pdf 証憑71.顧問契約書_税理士.pdf 証憑72.顧問契約書_社労士.pdf

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している 当法人では、会計処理規程を整備し、財務および経理業務が公正な会計原則に基づいて行われる体制を確立している。 （2）各種法人法に基づき適性のある監事等を設置している 当法人には2名の監事がいる。平塚監事は前顧問弁護士である。また、永谷監事は大手企業の代表取締役社長として企業統治しており、組織経営と組織運営にたけ、前理事として協会運営にも携わってきている。これにより、適切な能力を持つ監事が設置されている。 （3）各事業年度の会計監査及び業務運営の妥当性に関する監査を実施している 当法人では、年1回、外部の公認会計士による任意の会計監査を実施しており、会計監査および業務運営の妥当性を確認している。また、監事による監査報告書も作成し、組織の適正性を確認している。	証憑04.日本ライフル射撃協会_定款（２０２６年６月１３日施行）.docx 証憑05.会計処理規程（2022年4月1日施行）.docx 証憑10.役員名簿(2025年6月14日付).pdf 証憑33.2024年度第1回理事会議事録(2024年5月25日付).pdf 証憑32.2024年度総会議事録(2024年6月15日付).pdf 証憑48.2023年度収支決算書.pdf
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。 当協会においては、スポーツ振興くじ助成事業や競技力向上事業等に関して、関連法令およびガイドラインに従い、適正な事業運営を行っている。令和3年度の事業に関する調査においていくつかの指摘を受けたが、これに対し改善方策を策定し、適切に対応している。調査結果に基づく報告書を提出し、引き続き適正な運用を確保している。	証憑80.令和３年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金実態調査の調査結果に基づく改善方策の提出について（依頼）.pdf 証憑81.調査結果（別紙）.pdf 証憑82.令和3年度事業を対象としたスポーツ振興事業助成金実態調査の調査結果に基づく改善方策の提出について（回答).pdf 証憑84.【公益社団法人日本ライフル射撃協会】R05実態調査.pdf
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	.法令で定められている財務諸表はホームページで開示公表している。 https://www.riflesports.jp/knowledge/about/disclosure/	HP参照

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・選手選考基準、派遣基準は理事会で決定後速やかにホームページで開示公表している。 ・選手選考基準、派遣基準に関する公開は公式ホームページに選手選考基準、派遣基準のみの掲載ページを2024年12月に開設した。　https://shorturl.at/u0WI1 ・選手強化委員会Slack内に約200名の選手が登録される全員共有チャンネルを設置し、選手個人に直接通知し情報共有を図っている	HP参照
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの自己説明については2021年度以降、毎年ホームページで公表している。 2026年度は2026年10月29日に公表。 https://www.riflesports.jp/2026/10/90741/	2026年度自己説明（2026年10月29日公表） https://www.riflesports.jp/2026/10/90741/
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1）重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 当法人では、重要な契約に関して、倫理規程および定款第33条に基づき、理事会の承認を得た上で慎重に検証を行っている。また、利益相反が生じる可能性がある場合、理事会にて必要な手続きが実施され、透明性が確保されている。 （2）利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。 利益相反ポリシーおよび利益相反管理規程を2024年度第3回理事会で制定し、運用を開始している。これにより、役員や関係者との利益相反を適切に管理し、組織運営の透明性を高めている。定款第33条、および倫理規程にも利益相反に関する規定が設けられており、理事会での承認を経て取引が進められている。 2026年5月23日の理事会では、定款第33条及び利益相反管理規程第4条第2項に基づき利益相反取引を開示・承認し、当該理事は審議及び議決に参加しなかった。	証憑04.日本ライフル射撃協会_定款（２０２６年６月１３日施行）.docx 証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑55.利益相反ポリシー（2024年9月21日施行）.docx 証憑56.利益相反管理規程（2024年9月21日施行）.docx 証憑94.2026年度第1回理事会議事録（2026年5月23日）.pdf

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（1）利益相反ポリシーを作成している 当法人では、利益相反ポリシーおよび利益相反管理規程を2024年度第3回理事会にて制定し、正式に運用を開始している。これにより、役職員や理事が関連当事者と行う取引において、利益相反を適切に管理し、透明性と公正性を確保している。このポリシーでは、利益相反取引該当性を明確にし、取引先や理事の近親者を含む「利益相反的関係」を有する者の範囲を定めている。	証憑55.利益相反ポリシー（2024年9月21日施行）.docx 証憑56.利益相反管理規程（2024年9月21日施行）.docx
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（1）通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 当法人は「通報相談窓口」を設置し、その連絡先を協会の公式ウェブサイト上で公開している。これにより、NF関係者が恒常的にアクセスし、通報や相談ができる体制を整えている https://www.riflesports.jp/for-members/ （2）通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 通報相談窓口の利用に際して、通報相談処理規程により、担当者には厳格な守秘義務を課しており、相談者の秘密を守るよう徹底している。 （3）通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 通報内容や通報者の情報は、公益社団法人日本ライフル射撃協会の「通報相談窓口利用要領」に基づき、厳重に管理され、守秘義務を徹底している。また、匿名での通報も可能としており、個人情報の保護が保障されている。 （4）通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 「通報相談窓口利用要領」において、通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう明記しており、適切な保護がなされている。 （5）研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。 2021年度にJOC-NF総合支援センター室の講師を招き、役職員向けにコンプライアンス研修を実施しており、通報制度やその重要性についての意識付けを行っている。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑43.通報相談処理規程（2023年2月18日改訂）.docx 証憑44.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日施行）.docx 証憑74.国内競技団体（NF）が果たすべき社会的責任（2021年6月19日実施）.pdf

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・通報相談窓口は協会から独立させて、弁護士事務所に設けている。通報相談窓口利用要領6(1)に基づき、事実調査に取り組む場合は倫理委員会に付託する。倫理委員会のメンバーは弁護士、学識経験者、女性が含まれている。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑39.2025・2026年度日ラ組織表.pdf 証憑43.通報相談処理規程（2023年2月18日改訂）.docx 証憑44.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日施行）.docx
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている 倫理規程第5条および第6条により禁止行為が定められており、倫理委員会規程第3条により除名、会員資格の停止、職務の停止、競技会への出場停止および戒告が処分内容として規定されている。また、処分対象者は第2条に規定され、処分に至るまでの手続は第5条において弁明の機会を付与すること、第7条において処分結果の通知が義務付けられている。また、これらの手続は倫理委員会によって実施され、処分内容は理事会で決定される。ただし、会員の除名は社員総会の決議による。 （2）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している 通報相談窓口利用要領及び通報相談処理規程に基づき、通報窓口は公式ウェブサイトに掲載されており、役職員や関係者へ周知されている。倫理規程、倫理委員会規程、通報相談窓口利用要領、通報相談処理規程は、他の規程と共に公開されている（https://www.riflesports.jp/knowledge/regulations/）。また、通報があった場合、処分手続きが倫理委員会に集約されることが確保されている。 （3）処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている 倫理委員会規程第5条により、処分を行う前に処分対象者に対し、事前に告知し、弁明の機会を設けることが定められている。 （4）処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている 倫理委員会規程第7条は、処分対象者及び所属加盟団体に、処分内容、対象行為、手続の経過、理由、年月日並びにJSAA仲裁申立て又は再調査請求が可能である旨及びその期限を書面で通知することを定めている。2025年12月6日の改正で通知事項を明確化し、同日施行した。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑13.加盟団体規程（２０２４年６月１５日施行）.docx 証憑44.通報相談窓口利用要領(2022年5月28日施行）.docx 証憑75.倫理委員会規程（2025年12月6日施行）.docx （2025年12月6日一部改正・施行） 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理委員会規程第2条に基づき、会長、副会長、専務理事等、外部有識者及びその他会長が指名した者により倫理委員会を構成する。倫理委員会が調査審議し、その答申に基づき理事会が処分を決定する。ただし、会員の除名は社員総会の決議による。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑14.各本部常設委員会方針と編成（2025年7月12日付）.pdf 証憑39.2025・2026年度日ラ組織表.pdf 証憑49.2021年度第3回理事会議事録(2021年9月25日付).pdf 証憑62.委員会名簿.pdf 証憑75.倫理委員会規程（2025年12月6日施行）.docx （2025年12月6日一部改正・施行）
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（1）倫理委員会規程第8条及びスポーツ仲裁に関する規程第1条により、JSAAスポーツ仲裁に応じることを定めている。 （2）倫理委員会規程第8条は、懲罰等の不利益処分のみならず代表選手選考を含む本協会のあらゆる決定を対象とする。2025年12月6日の改正で対象範囲を明確化し、同日施行した。 （3）JSAAへの仲裁申立ては、倫理委員会規程第8条及びスポーツ仲裁に関する規程第1条により、JSAAのスポーツ仲裁規則に従う。当協会のこれらの規程には、JSAAの申立期間を独自に短縮する定めを置いていない 。倫理委員会規程第9条の6か月は、JSAAに仲裁申立てできない会員等の内部再調査請求書期限であり、JSAAの申立期間とは区別する。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑75.倫理委員会規程（2025年12月6日施行）.docx （2025年12月6日一部改正・施行） 証憑90.選手選考に関する不服申立規程（2025年12月6日施行）.docx 証憑91.スポーツ仲裁に関する規程（2025年12月6日施行）.docx 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	倫理委員会規程第~~8~~7条第1項第7号により、処分通知にJSAA仲裁申立て又は再調査請求が可能である旨及びその期限を記載する。第8条にJSAA仲裁への応諾、第9条にJSAAへ申立てできない会員等の6か月以内の内部再調査請求を定める。	証憑12.倫理規程（２０２２年６月１８日改訂１２月３日施行）.docx 証憑75.倫理委員会規程（2025年12月6日施行）.docx （2025年12月6日一部改正・施行）

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）危機管理体制を構築している 本会は、2021年12月の理事会において、内部管理体制整備に関する基本方針を決議し、危機管理体制の構築を明記している。また、2024年7月に危機管理規程を制定し、これに基づき危機管理体制を構築している。これにより、有事における危機対応を効率的に行う体制を確立している。 （2）危機管理マニュアルを策定している 危機管理規程に基づく危機管理マニュアルを2025年12月6日に策定し、同日施行した。危機の発見・初動対応・内部対応・対外対応・再発防止等の手順を定め、公式ウェブサイトで公表している。 （3）危機管理マニュアルには、危機の発見から初動対応、内部・対外対応、再発防止までの一連の手順を定めている。 （4）同マニュアル第3で、危機レベルに応じた第三者委員会設置の要否判断及び外部対応の流れを定めている。	証憑50.内部管理体制整備に関する基本方針（2021年12月4日施行）.docx 証憑51.2021年度第4回理事会議事録(2021年12月4日付).pdf 証憑57.危機管理規程（２０２４年７月６日施行）.docx 証憑92.危機管理マニュアル（2025年12月6日施行）.docx 証憑93.2025第4回理事会議事録押印済（2025年12月6日）.pdf
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2026年2月21日の理事会で加盟団体役員3名の会員資格停止処分を決定し、同年3月10日に公表した。 2026年7月11日の理事会において、選手強化に関わる事案について、6月23日の役職解任、6月24日のJOCへの報告及び会長コメントを付した公表、7月3日の匿名相談が可能な臨時相談窓口の設置を報告した。6月29日の選手強化委員会で情報共有及び再発防止の取組を確認した。 その後、倫理委員会による事実調査及び処分審査を経て、2026年10月10日の理事会において、処分案を社員総会に付議することを承認した。除名処分の最終決定は社員総会の決議による。	証憑95.2026年度第2回理事会_押印済み議事録（2026年7月11日）.pdf 証憑104.加盟団体役員の処分について（公式Webページ保存資料）.pdf （2026年3月10日公表） 証憑105.2026年度第3回理事会議事録.docx （案、2026年10月10日・21時48分時点、内部確認用）
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に外部調査委員会を設置したことはないため、本項目の審査対象に該当しない。	該当なし（過去4年間に外部調査委員会の設置なし）

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている 当法人は、2019年度に加盟団体規程を改定し、地方組織との責任と権限の関係を明確化している。この改定により、協会と加盟団体間の権限関係が規定され、双方の役割と責任が具体的に示されている。 （2）地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている 当法人は、地方組織の運営と業務執行に関する助言と支援を行うための指導方針を、2022年5月に理事会で承認した「JRSF将来構想」中長期基本計画にて定めている。 （3）地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている 加盟団体に対しては、定期的に定款チェックを実施し、指導や助言を行っている。また、モデル会則を作成し、ブロック会議において提示し、各団体が適切な組織運営を行えるよう支援している。問題がある場合には迅速に指導を行い、自主的な改善が見込まれない場合には規程に基づく処分を行う体制を整えている。	証憑01.JRSF将来構想計画.pdf 証憑13.加盟団体規程（２０２４年６月１５日施行）.docx 証憑52.加盟団体との関係図(2024年6月15日付).pdf 証憑61.加盟団体向けモデル会則.pdf
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方代表が（各加盟団体代表者が社員として、ブロック代表が理事として）協会の方針決定に関与していることから重要事項の情報共有は遅滞なく行われている。また、ホームページにより理事会決定事項は公表されている。 https://www.riflesports.jp/knowledge/about/disclosure/ インテグリティー研修会、審判講習会等を定期的に実施している。 2023年度ブロック会議において、加盟団体の役員を対象に、弁護士による、規程の整備を含めたコンプライアンス研修をオンラインにて実施した。 2025年9月27日理事会で、加盟団体向けガバナンスコード・セルフチェック実施要請を承認した。	証憑10.役員名簿(2025年6月14日付).pdf 証憑41.2023年度ブロック会議資料.pdf 証憑53.2026年度正会員名簿.pdf 証憑54.2025・2026年度参事名簿.pdf 証憑87.スポーツ団体ガバナンスコードセルフチェック実施について提出依頼.pdf